

2012年12月3日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 243 号)

国家外貨管理局、 直接投資に係る外貨取扱手続を簡素化、 認可事項の多くを廃止し利便化図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

直接投資に係る外貨取扱の手続が簡素化されます。国家外貨管理局（以下、「外管局」という）は2012年11月19日付で、『直接投資外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2012]59号、以下『59号通達』という）を公布しました。2012年12月17日より実施されます。

『59号通達』では、直接投資における外貨専用口座の開設や元転・振替、国内再投資、対外外貨支払等に係る事前審査・認可手続の多くを廃止し、登記管理による事後審査モニタリングに重点を置いているほか、出資払込検査や持分買収等に係る外貨取扱手続の簡素化を図っています。『59号通達』の主なポイントは以下のとおりです。

- 直接投資における外貨専用口座の開設と入金に係る審査・認可の廃止
- 外国投資家用の「前期費用外貨口座」の新設
- 外貨資本金口座の開設規制の緩和
- 外国投資家の国内再投資に係る外管局の審査・認可の廃止
- 外商投資性会社の再投資により設立された外商投資企業の外貨登記手続の廃止
- 直接投資における外貨購入・対外支払・国内外貨振替に係る審査・認可の廃止
- 国外の親会社に対する貸付を含む国外貸付規制の緩和

こうした手続の簡素化は、国務院が進める行政審査・批准制度改革の一環とみられます。外管局は近年、過去に公布した規定・通達類の整理・簡素化を進めており、『59号通達』において行政認可事項を大幅に削減（35項目を廃止、14項目を簡素化統合）し、直接投資の利便化を促進したとしています。

一方で、資本規制についてはわずかな緩和にとどまっています。資本金元転についても従来どおりの制限が課されており、これをきっかけに直接投資が急増するかどうかは不明です。

以下、『59号通達』の規定内容を解説します。

□ 直接投資に係る外貨専用口座を整理

『59号通達』では、直接投資に係る外貨専用口座の種類を整理、その開設と入金に係る審査・認可を廃止し、外貨登記情報に基づき銀行で直接手続きできるようにしています（第1条、図表1参照）。

「外貨資本金口座」はこれまで、企業登録地に原則1口座しか開設できませんでしたが、『59号通達』の実施以後、企業登録地以外での開設や複数口座の開設が可能になります。外商投資企業は営業許可証取得後に外管局で「新設外商投資企業外貨登記」手続きを行い、その情報に基づき銀行で口座を開設します。外貨資本金口座には、企業の登録資本金情報に基づく「資本金流入限度額」が設定されており、銀行は外管局のシステム上でその残高を確認しながら入金手続きを行い、企業が口座を複数開設した場合も、複数口座の合計で流入限度額を超える入金を取り扱ってはならないとされています。ただし、複数開設した同一名義の外貨資本金口座間における振替は自由に行うことができます。なお、他の外貨専用口座も同様にそれぞれ流入限度額が設定されており、限度額を超える入金は取り扱うことができません²。

一方、企業設立の準備費用等を預け入れる外国投資家専用外貨口座は、従来4種類（買収類、保証類、費用類、投資類）に分かれていましたが、今回これらを廃止し、新たに「前期費用外貨口座」に設けています。同時に、口座の入金限度額を原則30万米ドルに引き上げ、元転や振替に必要な外管局の審査・認可を廃止しており、口座の利便性が向上しています。

【図表1】直接投資に係る外貨専用口座の種類

| 口座名 | 口座の使用方法 | 主な変更点および規制事項 |
|------------------------|---|---|
| 前期費用外貨口座 | 外商投資企業設立の準備金の取扱いに使用する。 | 従来の外国投資家専用外貨口座4種類（買収類・保証類・費用類・投資類）を廃止。開設・元転・振替に係る審査・認可を廃止。 <u>設立予定の外商投資企業1社につき1口座のみ、登録予定地に開設可</u> 。口座の入金限度額を原則10万米ドルから <u>原則30万米ドル</u> に引き上げ。 |
| 外貨資本金口座 | 外商投資企業の資本金払込に使用する。 | 開設に係る審査・認可を廃止。 <u>企業登録地以外での開設と複数口座の開設が可能に¹</u> 。 |
| 国内資産現金化口座 [※] | 合併・買収等の代金支払に使用する。 | <u>国内持分の売却側の名義で口座を開設</u> する。企業登録地以外での開設も可能になったが、開設数は1案件1口座のみ。開設・入金に係る審査・認可を廃止。 |
| 国内再投資専用口座 | 外商投資企業の利潤や清算金等を使って国内再投資を行う際に使用する。 | 再投資を受ける企業が開設する。当該口座に係る外国人投資家の外管局への出資払込検査照会は不要。 |
| 保証金専用外貨口座 | 各種保証金の受取に使用する。国外からの保証金払込に使用する「 <u>国外払込保証金専用口座</u> 」と国内からの保証金振替に使用する「 <u>国内振替保証金専用口座</u> 」がある。 | 従来の「外国投資家土地権利競売保証金専用外貨口座」と「外国投資家権取引専用外貨保証金口座」は廃止。 <u>保証金の受取側が開設</u> する。「 <u>国外払込保証金専用口座</u> 」は1口座のみ、「 <u>国内振替保証金専用口座</u> 」は複数口座開設可。口座内資金の元転は不可。 |

※資産現金化口座には、国内機構・個人の国外資産売却時に開設する「国外資産現金化口座」もあります。

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ これまでも、複数口座を開設する必要がある場合、開設は可能でしたが、各口座の払込額は300万米ドルを下回ってはならないという条件が付いていました。

² 外貨資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資専用口座については、為替レートの影響や手続き費用の支払等のために流入可能残高を超えて入金する必要がある場合、その超過額は累計で3万米ドルまでとされています。

外貨専用口座に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 前期費用外貨口座・外貨資本金口座・資産現金化口座・保証金口座の開設に係る審査・認可
- ✓ 前期費用外貨口座の元転に係る審査・認可
- ✓ 資産現金化口座の入金に係る審査・認可
- ✓ 前期費用外貨口座資金で直接投資により発生した国内外貨振替に係る審査・認可

□ 資本金元転規制はほぼ従来どおり

外管局は今回、会計士事務所が行う出資払込検査の利便化も図りました（『59号通達』第4条）。出資金払込検査はこれまで、会計士事務所が銀行への照会情報に基づいて外管局に紙ベースの照会申請書類を提出、外管局から照会確認書を受け取り、出資金払込検査報告書を発行する手順となっていました。しかし、今後は外管局への申請書類の提出と外管局による確認が電子化されます。

外貨資本金は、出資払込検査完了後に元転と外貨振替が可能となります。元転後の人民元資金の用途については、ほぼ従来どおりの規制が課されています。『59号通達』では関連通達³に基づき、資本金元転に係る禁止事項と元転手続の必要書類を整理。外管局が2011年7月に公布し、元転に必要な書類の追加や手元準備金名義での元転の上限額等を定めた『外商投資企業の外貨資本金の支払・元転管理を改善することに関連する業務オペレーション問題についての補充通達』（匯綜発[2011]88号）については、これまで一部の試行地区（上海、天津、広東等）および選定地区でのみ実施されていましたが、『59号通達』の公布に伴って、これが全国展開されることになり、この点では元転規制が逆に強化されているとも言えます⁴。

ただ、外管局は今回、特殊な元転事項に係る事前届出手続を廃止しており、外商投資企業は今後、「現行法規では規定が不明確だが経営範囲内で真実、自社用の原則に合致する支払需要が存在する場合」において、銀行の審査により元転や支払を行えるようになります（第9条第2項）。

なお、手元準備金名義での元転はこれまでどおり、1回5万米ドル、月額10万米ドル以下の制限が課されているほか、資本金口座資金の95%使用後に必要な銀行の真実性審査についても、従来どおり実施する必要があります。

資本金元転に係る審査書類

- ✓ 外貨登記証憑
- ✓ 元転で得る人民元資金の支払指図書
- ✓ 元転後の人民元資金に係る用途証明書類
- ✓ 前回の元転で得た人民元資金を支払指図書に基づいた対外支払に係るインボイス等の関連証憑、企業公印または財務専用印を押捺した税務部門のオンラインインボイス真偽検索結果のプリントアウトおよびその使用状況明細書
- ✓ 状況により補充を要求するその他の書類

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

³ 資本金元転に係る重要通達には、『外商投資企業の外貨資本金の支払・元転管理を改善することに関連する業務オペレーション問題についての通達』（匯綜発[2008]142号）、『外商投資企業の外貨資本金の支払・元転管理を改善することに関連する業務オペレーション問題についての補充通達』（匯綜発[2011]88号）、『一部の資本項目外貨業務管理のさらなる明確化および規範化に関連する問題についての通達』（匯発[2011]45号）があります。

⁴ 『88号通達』については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第182号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.182.pdf

資本金元転に係る禁止事項

- ✓ 出資払込検査完了前の資本金元転
- ✓ 資本金元転後の人民元資金を経営範囲以外で使用すること
- ✓ 資本金元転後の人民元資金を国内企業の持分投資に使用すること（別途規定のある場合を除く）
- ✓ 資本金元転後の人民元資金で自社用以外の国内不動産の購入および関連費用への支払に充当すること（不動産企業を除く）
- ✓ 1回当たり5万米ドル、月額10万米ドルを超える手元準備金名義の資本金元転
- ✓ 資本金元転後の人民元資金をまだ使用が完了していない人民元借入金の返済に充当すること
- ✓ 資本金元転後の人民元資金を委託貸付に使用すること
- ✓ 資本金元転後の人民元資金を企業間貸借金（第三者の立替金を含む）や第三者に転貸した銀行借入金の返済に充当すること
- ✓ 資本金元転後の人民元資金を各種保証金の支払に充当すること

（関連通達に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 投資性会社の再投資業務を簡素化

『59号通達』では、外商投資性公司による国内再投資に係る外貨管理についても簡素化が図られています（第3条）。投資性会社の再投資により設立された外商投資企業の外貨登記手続が不要になると同時に、投資性会社の国内出資に係る出資金払込検査照会手続も廃止となりました。投資性会社の投資先企業は、まず外管局で「国内再投資外貨情報登記」を行い、その登記情報に基づき銀行で「国内再投資専用口座」を開設します。この口座に払い込まれた投資性会社の出資金について、外管局での出資払込検査照会手続は不要になります。

ただし、投資性会社が外国投資家（日本の親会社等）との共同出資で外商投資企業を設立した場合は、引き続き「新設外商投資企業外貨登記」手続が必要となっており、「外貨資本金口座」を開設して出資払込を受けることとなります（この場合、投資性会社は中国側出資者とみなされます）。

また、『59号通達』では、投資性会社の投資先企業による外貨利潤・配当の投資性会社への振替に係る審査・認可を廃止し、銀行審査で直接取り扱えるようにしています（第3条第2項）。

投資性会社に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 外商投資性会社の国内再投資企業による外貨登記手続（※）
- ✓ 投資性会社の国内再投資資金振替に係る審査・認可（※）
- ✓ 投資性会社の投資先企業による外貨利潤・配当の投資性会社への振替に係る審査・認可
- ✓ 投資性会社による国内出資に係る外管局の出資金払込検査照会手続（※）

※投資性会社と外国投資家による共同出資の場合を除く

□ 親会社への貸付が可能に

国外企業への外貨貸付はこれまで、国外の子会社および出資先に対してのみ認められていましたが、外管局は今回、国外の親会社に対する貸付を認める旨を明記しました（『59号通達』第8条第2項）。ま

⁵ 国外外貨貸付は、外管局が2009年6月に公布した『国内企業の国外貸付に関する外貨管理問題についての通達』（匯発[2009]24号）を根拠規定としています。なお、上海市浦東新区においては、『浦東新区多国籍企業の外貨管理改革試行の推進に関連する問題についての承認回答書』（匯発[2005]300号、『59号通達』の公布に伴って廃止）に基づき、これまで親会社への貸付が認められていました。

た、国外貸付の資金について、国内外貨借入を使用することを認めています（第8条第1項）⁶。国外貸付を行う企業は、外管局で「国外貸付限度額登記」を行った後、銀行で「国外貸付専用口座」を開設します。当該口座への入金と国外送金について、外管局の審査・認可は不要になります。親会社への貸付限度額は、「当該外国投資家の配当済未払込利潤および比率に基づき享受する未配当利潤の合計額を超えてはならない」（第8条第2項）とされているため、留意が必要です。

国外貸付に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 国外貸付専用口座の入金・国外送金に係る審査・認可

※所在地外での外貨購入および対外支払の制限も撤廃

□ 持分買収等に係る外貨手続も簡素化

『59号通達』によると、外国投資家が中国側持分を買収する場合、持分変更が発生した企業が外管局で「外国投資者による国内企業の合併・買収に係る外商投資企業外貨登記」手続を行い、銀行で持分売却側名義の「国内資産現金化口座」を開設しなければなりません。外国投資家が国外から持分買収の全ての代金を現金で払い込む場合、外管局は銀行からの入金情報を基にシステム上で自動的に出資確認登記を完了します。ただし、外国投資家がクロスボーダー人民元や国内合法所得、現物等その他の支払形式で買収代金の一部または全てを払い込む場合、持分変更が発生した企業が出資確認登記手続を行わなければなりません（第5条）。

持分買収に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 資産現金化口座の入金に係る審査・認可

『59号通達』では、国内再投資に係る手続の簡素化も図っています（第2条）。外国投資家が外商投資企業から得た国内所得（配当金・持分譲渡・減資・清算等）で再投資を行う場合、投資先企業は外管局で「国内再投資外貨情報登記」手続を行い、「国内再投資口座」を開設します。国内再投資口座への出資金について、会計士事務所による外管局への出資払込検査照会手続は不要です（第4条第2項等）。

国内再投資、資本変動に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 外国投資家に属する外商投資企業の資本積立金・剰余積立金・未配当利益等の合法所得、外商投資企業の登記済外債（利息を含む）を利用した増資に係る審査・認可
- ✓ 外国投資家の国内利潤・持分譲渡・減資・清算・先行回収投資等の国内再投資に係る審査・認可
- ✓ 外商投資企業の減資に係る外管局の資金検査照会手続

このほか、直接投資における外貨購入・対外支払・国内外貨振替に係る審査・認可も廃止しています（第6条）。国外機構の国内分支・代表機構または国外個人による国内不動産売却については、外管局で「非居民の国内不動産売買に係る基本情報登記」を行った後、銀行で売却所得の外貨購入、対外支払を行うことができます（第6条第4項）。

⁶ ただし、実際に国内外貨借入を国外貸付に回すことが可能かどうかは、中国人民銀行や中国銀行業監督管理委員会の見解を待つ必要があります。

直接投資における外貨購入・対外支払・国内外貨振替に係る外管局の行政認可廃止事項

- ✓ 外商投資企業の減資・清算・先行回収投資所得を外国投資家へ支払う際の外貨購入・対外支払に係る審査・認可（※）
- ✓ 国内企業・個人による外商投資企業の外国側持分買収における外貨購入・対外支払に係る審査・認可（※）
- ✓ 国外機構の国内分支・代表機構、国外個人による国内不動産売却時の外貨購入・支払に係る審査・認可（※）
- ✓ 投資・取引・オペレーション等の資本項目取引で発生したその他の国内外貨振替に係る審査・認可

※これらの業務における所在地外での外貨購入および対外支払の制限も撤廃

*

以下、図表にて外貨登記手続と各種外貨専用口座の取扱規定についてまとめています。なお、『59号通達』の詳細は、14 ページからの日本語仮訳および 20 ページの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

| | |
|------------------------------|-----|
| 【図表 2】 外管局での外貨登記手続 | P7 |
| 【図表 3】 外国投資家前期費用外貨口座の取扱規定 | P8 |
| 【図表 4】 外貨資本金口座の取扱規定 | P9 |
| 【図表 5】 国内資産現金化専用口座の取扱規定 | P10 |
| 【図表 6】 国内再投資専用口座の取扱規定 | P11 |
| 【図表 7】 保証金専用外貨口座の取扱規定 | P12 |
| 【図表 8】 国外貸付に係る外貨登記手続と口座取扱規定 | P13 |
| 【図表 9】 外貨資金プーリング業務の認可申請と規定事項 | P13 |
| 『59号通達』（本文）の日本語仮訳 | P14 |
| 『59号通達』（本文）の中国語原文 | P20 |

【図表2】 外管局での外貨登記手続

| | 審査書類 | 注意事項 |
|--------------------|--|--|
| 前期費用 | ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 ② 工商行政管理部門が発行した企業名称事前認可通知書または行政主管部門が発行した関連証明 ③ 外管局が要求するその他の資料 | |
| 企業新設 | ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 ② 組織機構コード証および営業許可証の副本 ③ 外商投資企業批准証書等の関連主管部門の企業設立批准文書 ④ 1. 【不動産企業の場合】 商務部を通じた届出を証明する書類 2. 【国内合法所得で新設する場合】 『サービス貿易、収益、経常移転、一部の資本項目に係る対外支払税務証明』の原本 3. 【会社清算所得の再投資により新設する場合】 (一般清算の場合) 会計事務所が発行した清算企業清算審査会計報告、(特別清算の場合) 主管部門が確認した清算報告 ⑤ 外管局が要求するその他の資料 | ✓ 規定により出資払込検査後に工商登記を行わなければならない場合、営業許可証の副本は提出しなくともよい ✓ 外商投資性会社の再投資により設立された外商投資企業の外貨登記手続は不要 (投資性会社と日本の親会社等との合弁は必要) ✓ ④2. は金額が3万米ドル以下であれば不要 |
| 外国投資家による国内企業の合併・買収 | ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 ② 組織機構コード証および外商投資企業へ変更後の営業許可証の副本 ③ 外商投資企業批准証書等の関連主管部門の企業設立批准文書 ④ 1. 【不動産企業の場合】 商務部を通じた届出を証明する資料 2. 【国内合法所得で合併・買収する場合】 『サービス貿易、収益、経常移転、一部の資本項目に係る対外支払税務証明』の原本 3. 【会社清算所得の再投資により合併・買収する場合】 (一般清算の場合) 会計事務所が発行した清算企業清算審査会計報告、(特別清算の場合) 主管部門が確認した清算報告 ⑤ 外管局が要求するその他の資料 | ✓ 規定により出資払込検査後に工商登記を行わなければならない場合、営業許可証の副本は提出しなくともよい |
| 登記変更 | ※増資・減資・持分譲渡等の資本変動事項の変更登記 ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 および外貨登記証憑 ② 外商投資企業批准証書等の関連主管部門の批准文書 ③ 1. 【外国投資家が国内合法所得で外商投資企業に増資を行う場合、および持分譲渡で対外支払が発生する場合】 『サービス貿易、収益、経常移転、一部の資本項目に係る対外支払税務証明』の原本 2. 【会社清算所得で再投資する場合】 (一般清算の場合) 会計事務所が発行した清算企業清算審査会計報告、(特別清算の場合) 主管部門が確認した清算報告 ④ 外管局が要求するその他の資料 | ✓ ②について、外資不動産企業の外国側出資者による増資および中国投資家から外国投資家への持分譲渡、外商投資企業の営業範囲への不動産開発の追加に当たる場合、商務部を通じた届出を証明する資料が必要 ✓ ③1. は金額が3万米ドル以下であれば不要 |
| | ※経営範囲等その他の事項の変更登記 ① 商務主管部門による変更後の批准証書または関連届出文書 ② 変更後の営業許可証の副本または工商部門による登記変更受理証明 ③ 上記資料で取引の真実性または申請書類間の一致性が十分に説明できない場合に提供を求める補充資料 | ✓ 外商投資企業は、企業名称・経営範囲・法人代表・住所変更・登録資本・投資総額・出資方法・投資者の出資額の変更や、合併・分割・立退等が発生した場合、登録地の外管局で登記変更を行わなければならない |
| | ※企業登録地の変更 (立退移転) ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 および外貨登記証憑 ② 関連主管部門が企業変更事項を批准した証明文書 ③ 外管局が要求するその他の資料 | |
| 登記抹消 | ① 『外商直接投資外貨登記業務申請表』 および外貨登記証憑 ② 1. 【期限到来による清算場合】 『会社法』 規定に基づく清算公告 2. 【前倒し清算または主管部門批准による特別清算の場合】 主管部門による企業の清算・停止に関する批准文書 3. 【その他の清算】 工商主管部門による営業許可証抹消の公告または人民法院による会社解散の判決に関連する証明文書等 ③ 税務登記抹消証明 ④ 外管局が要求するその他の資料 | ✓ 外商投資企業は、企業が倒産・解散・営業期限満了・合併・分割等の原因で企業登録を抹消する場合、清算公告期間終了後に外管局で抹消手続を行わなければならない |

(『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 3】外国投資家前期費用外貨口座の取扱規定

| | 規定内容等 | 注意事項 |
|--------------|---|--|
| 口座開設 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 前期費用登記情報表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>設立予定の外商投資企業1社につき1口座のみ、開設予定地に開設可</u> ✓ 外管局で登記した金額内で入金可（<u>原則 30 万米ドルが上限</u>で、30 万米ドルを超える場合、外管局による審議が必要） ✓ 有効期間は6カ月（客観的な原因があれば、さらに6カ月まで延長可） |
| 入金範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が国外から払い込む企業設立に係る前期費用支出資金 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>国外からの払込に限定</u>（非居住者預金口座、オフショア口座も国外とみなす） ✓ 現金の預入は不可 |
| 払出範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本金元転管理の原則に基づく国内での元転使用 ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 元のルートを経由した国外払戻 ✓ 新設する外商投資企業の外貨資本金口座への振替 ✓ 外管局の登記または認可を経たその他の資本項目支出 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照する ✓ 借入金に対する抵当権の設定や委託貸付の実行は不可 |
| 振替時の 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 新設した外商投資企業の外貨登記証憑 ✓ 商務（または行政）主管部門による外商投資企業の設立批准証書等 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>外貨振替は新設した外商投資企業の外貨資本金口座のみ可</u> ✓ 振替を行う外国人投資家は、新設外商投資企業の出資者でなければならない |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 4】外貨資本金口座の取扱規定

| | 規定内容等 | 注意事項 |
|--------------------------|--|---|
| 口座開設 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業外商登記証憑 ✓ 資本金流入登記情報表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>企業登録地以外での口座開設や口座の複数開設も可</u> |
| 入金範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が払い込んだ外貨資本金または出資引受金（非居住者口座、オフショア口座、国外個人の国内外貨口座を含む） ✓ 外国投資家が国外払込保証金専用口座から振り替えた資本金または出資引受金 ✓ 当該口座から国内振替保証金専用口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 同一名義の資本金口座からの振替 ✓ 外管局的認可または登記を経たその他の収入 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 為替レートの影響や手続費用の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計で3万米ドルまで ✓ 現金の預入は不可 |
| 払出・振替範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金専用口座、同一名義の資本金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座、国内再投資専用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局的登記または認可を経た資本項目支出 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 出資払込検査完了前の元転・国内振替・支払等は不可 ✓ 手元準備金名義での元転は1回5万米ドル、月額10万米ドルまで |
| 元転時の 審査書類 | <ol style="list-style-type: none"> ① 外貨登記証憑 ② 元転で得る人民元資金の支払指図書 ③ 元転後の人民元資金に係る使途証明書類 ④ 前回の元転で得た人民元資金を支払指図書に基づいた対外支払に係るインボイス等の関連証憑、企業公印または財務専用印を押捺した税務部門のオンラインインボイス真偽検索結果のプリントアウトおよびその使用状況明細書 ⑤ 状況により補充を要求するその他の資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 1回5万米ドル以下の手元準備金の元転は④の提出が不要 ✓ 資本金口座の利息は、銀行が発行する利息明細に基づき元転可 ✓ 元転後の人民元資金で土地払下金を支払う場合、国有建設用地払下契約および相応する非課税支払通知書等の書類も必要 |
| 元転後の 人民元資金の使途 禁止事項 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 国内企業の持分投資への使用（別途規定のある場合を除く） ✓ まだ使用していない人民元借入金の返済 ✓ 自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く） ✓ 委託貸付の実行 ✓ 企業間貸借金や第三者に転貸した銀行借入金の返済 ✓ 各種保証金の支払 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨合同年度検査に合格していない場合、および出資払込検査完了前の元転は不可 ✓ 投資性公司等の持分出資を主要業務とする外商投資企業が、外貨資金で国内再投資を行う場合、<u>投資先企業の国内再投資専用口座に外貨のまま振り替えなければならない</u> ✓ 証券投資に用いる場合、国の関連規定に基づき執行する |
| 振替時の 審査書類 | ※同一名義資本金口座への振替 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外貨登記証憑 | |
| | ※国内振替保証金専用口座への振替 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外貨登記証憑 ③ 保証金への使用を証明する真実性資料 | |
| | ※国内再投資専用口座への振替 <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 国内再投資への使用を証明する真実性資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再投資に商務主管部門の批准が必要な場合、②は相応する承認回答書または届出文書 ✓ 委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座への振替も同様の資料を提出する |

（『59号通達』および関連規定に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 5】 国内資産現金化口座の取扱規定

| | 規定内容等 | 注意事項 |
|--------------|--|---|
| 口座開設 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分譲渡登記情報表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内持分の売却側の名義で口座を開設する ✓ <u>1案件につき1口座のみ</u>、登録地以外でも開設可 |
| 入金範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家が払い込む持分購入対価（非居住者口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座を含む） ✓ 外国投資家が国内振替保証金口座から振り替えた持分購入対価 ✓ 当該口座から国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 外管局の批准または登記を経たその他の収入 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外からの払込、国内からの振替にはそれぞれ流入可能金額が設定される ✓ 為替レートの影響や手續費用の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計で3万米ドルまで ✓ 現金での預入は不可 |
| 払出・振替範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座、国内再投資専用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局の批准または登記を経た資本項目支出 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>外国投資家による中国側持分買収に係る出資確認登記の<u>手続を行っていない資金は元転・振替不可</u></u> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照する |
| 元転時の 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転して得る人民元資金の支払指図書 ✓ 元転後の人民元資金に係る使途証明書類 ✓ 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表 ✓ 前回の元転で得た人民元資金を支払指図書に基づいた対外支払に係るインボイス等の関連証憑、企業公印または財務専用印を押捺した税務部門のオンラインインボイス真偽検索結果のプリントアウトおよびその使用状況明細書 ✓ 状況に基づき補充を要求するその他の資料 | <p>※国内個人の国内資産現金化口座資金元転に係る審査書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表 ✓ 関連する税金完納証明（譲渡益がない場合は免除） ✓ 状況に基づき補充を要求するその他の資料 |
| 振替時の 審査書類 | <p>※国内振替保証金専用口座への振替</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） ③ 保証金への使用を証明する真実性合法性書類 | |
| | <p>※国内再投資専用口座への振替</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表（同上） ③ 国内出資への使用を証明する真実性証明書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再投資に商務主管部門の批准が必要な場合、③は相応する承認回答書または届出文書 |
| | <p>※委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座への振替</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 外国投資家の中国側持分買収に係る出資確認登記表（同上） ✓ 規定に合致する預金・貸付および資金集中等への使用であることを証明する真実性証明資料 | |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 6】国内再投資専用口座の取扱規定

| | 規定内容等 | 注意事項 |
|--------------|---|--|
| 口座開設 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内再投資登記情報表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 投資先企業が口座を開設する ✓ 1口座のみ、登録地以外でも開設可 |
| 入金範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨資本金口座および国内資産現金化口座から振り替えた国内再投資資金 ✓ 当該口座から国内振替保証金専用口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用専用口座に振り替えた資金の戻入 ✓ 外管局の登記または批准を経たその他の国外再投資外貨資金 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行は、再投資登記情報表にある流入可能金額に基づき、入金を行う ✓ 為替レートの影響や手数料の支払等のために流入可能金額を超えて入金する場合、超過額は累計で3万米ドルまで ✓ 現金の預入は不可 |
| 払出・振替範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 規定に基づく経営範囲内での元転使用 ✓ 規定に基づく国内外貨振替（国内振替保証金口座、委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用口座） ✓ 真実性審査後の経常項目対外支払 ✓ 外管局の登記または批准を経た資本項目の支出 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外国投資者の出資払込検査における外管局への照会は不要 |
| 元転時の 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転して得た人民元資金の支払指図書 ✓ 営業許可証の副本 ✓ 元転後の人民元資金の使途証明書類 ✓ 前回の元転で得た人民元資金を支払指図書に基づいた対外支払に係るインボイス等の関連証憑、企業公印または財務専用印を押捺した税務部門のオンラインインボイス真偽検索結果のプリントアウトおよびその使用状況明細書 ✓ 状況に基づき補充を要求するその他の資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元転は、外貨資本金口座の管理規定を参照する |
| 振替時の 審査書類 | ※国内振替保証金専用口座への振替 ① 申請書 ② 保証金への使用を証明する真実性証明資料 | |
| | ※別名義の国内再投資専用口座への振替 ① 申請書 ② 国内出資への使用を証明する真実性証明資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再投資に商務主管部門の批准が必要な場合、②は相応する承認回答書または届出文書 |
| | ※減資・持分譲渡・清算等の投資の減少または撤回による元の資本金口座、国内再投資専用口座または国内資産現金化口座への振替 ① 申請書 ② 投資家の元の口座への戻入を証明する真実性証明資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該取引に主管部門の批准または届出が必要な場合、②は相応する批准または届出文書 |
| | ※委託貸付口座、資金集中管理専用口座、国外貸付専用口座、元本保証型銀行資金運用口座への振替 ① 申請書 ② 規定に合致する預金・貸付および資金集中等への使用であることを証明する真実性証明資料 | |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 7】保証金専用外貨口座の取扱規定

| | 規定内容等 | 注意事項 |
|--------------|---|---|
| 口座開設 審査書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保証金登記情報表（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「<u>国外払込保証金口座</u>」は1口座のみ開設可、「<u>国内振替保証金口座</u>」は複数口座開設可 ✓ 外管局で「外貨保証金口座の開設に係る国内主体情報登記」を済ませた保証金受取側がその登録地で開設しなければならない |
| 入金範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 競争入札等の取引に参加するために払い込む資金 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外から払い込んだ、または国内で振り替えた保証金に関連する真実性証明資料に基づき入金手続を行う |
| 払出・振替範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 元のルートでの払戻 ✓ 外国投資家の国内出資および国内外の支払対価としての使用 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資金は取引保証目的でのみ使用可 ✓ <u>元転不可</u> ✓ 借入金に対する抵当権設定は不可 |
| 振替時の 審査書類 | <p>※取引成立による国内受取口座への資金振替（<u>国外払込保証金専用口座</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 取引成立により保証金を取引代金として国内受取側に振り替えることを証明する真実性合法性資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外払込保証金専用口座内の資金は、取引成立の場合、出資金として外貨資本口座または国内資産現金化口座に振り替えることができ、不成立の場合は元のルートで国外に戻し入れる ✓ ②は土地管理部門が発行する土地取引成立確認文書や、産権取引所が発行する取引成立確認文書 |
| | <p>※取引成立または不成立による元の口座への戻入（<u>国内振替保証金専用口座</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請書 ② 取引成立または不成立により保証金を元の口座に戻し入れることを証明する真実性合法性資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内振替保証金専用口座内の資金は取引の成立、不成立にかかわらず、元の口座に戻し入れなければならない |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 8】 国外貸付に係る外貨登記手続と口座取扱規定

| | 審査書類 | 注意事項 |
|------------------|---|--|
| 国外貸付 限度額登記 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 『国外貸付外貨登記業務申請表』 および外貨登記証憑 ✓ 国外貸付協議書 ✓ 貸付人の直近 1 期の財務審査会計報告 ✓ 外管局が要求するその他の関連資料 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付企業、借入企業ともに登録資本金が払い込まれており、直近 3 年間に外貨管理上の処分記録がないこと ✓ 国外貸付残高は、その所有者権益の 30%、または借入企業が既に関連登記手続を済ませた中国側協議投資額を超えてはならない（限度額を超えて貸付を行う場合、貸付企業登録地の外管局での個別審査手続が必要） ✓ 国内子会社が国外の親会社に貸付を行う場合、その貸付金額は国外親会社が享受する国内子会社の未払込配当および未配当利潤の残高合計額を超えてはならない |
| 国外貸付専用 口座の開設 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨登記証憑 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨購入や国内外貨振替は、銀行で手続可 |
| 国外貸付資金 の国外送金 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨登記証憑 ✓ 国外貸付資金送金限度額情報（外管局関連業務システムからプリントアウトする） | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 限度額を超える送金は不可 |
| 国外貸付資金 の返済金入金 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 外貨登記証憑 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外貸付の返済金は、国外貸付残高および約定した利息の合計額を超えてはならない ✓ 国外貸付の元本と利息を分けて入金する ✓ 入金後、まず元の外貨資本金口座から払い込んだ金額を戻し入れ、残りの部分を元の国内外貨貸付専用口座から払い込んだ金額を戻し入れ、さらに残りの部分を経常項目外貨口座に振り替える ✓ 外貨購入した貸付資金については、元の国外貸付外貨購入証憑に基づき元転可能 |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表 9】 外貨資金プーリング業務の認可申請と規定事項

| | |
|-------------------------|---|
| 外貨資金プール業務に係る外管局への認可申請書類 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 主催企業による受託銀行への業務委託文書 ✓ 各参加企業による業務参加の同意確認文書 ✓ 主催企業、参加企業および受託銀行による外貨資金プール運用協議書 ✓ 運用展開についての受託銀行の計画書 ✓ 受託銀行が当該業務の受託とセットで制定した内部統制制度・オペレーション制度・システム運用説明および技術保障措置 ✓ 外管局が要求するその他の資料 |
| 主な規定事項 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 『国内企業の内部メンバーによる外貨資金集中運営管理規定』（匯発[2009]49号）に規定された要求に沿って業務を展開する ✓ 外貨資金プーリング業務の受託銀行が外管局に認可申請する ✓ 各メンバー企業は、単独で法律責任を負うことができ、登録資本金が払込済であること ✓ 銀行は外管局の承認回答書を受領した後、企業と正式な運用協議書を締結し、その協議書を外管局に届け出た後、正式に業務を開始できる ✓ メンバー企業は、外貨資本金、経常項目資金等の自由に使用できる自社外貨資金または外管局が批准したその他の外貨資金を使って業務を展開できる ✓ 全額受取・全額支払を原則とし、差額ネット決済を行ってはならない ✓ 貸付利率は国際金融市場の商業貸付利率水準を参照し、極端な高低があってはならない ✓ プールした外貨資金について、元転および人民元貸付への抵当権設定は不可 ✓ 参加企業は、主催企業から借り入れて既に使用した委託貸付の返済のために外貨を購入できる |

（『59号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2012]59号

『直接投資外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局および外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

外貨管理体制改革を深化させ、行政の審査・認可手順を簡素化し、投資・貿易の利便化を促進するため、国家外貨管理局は直接投資外貨管理方式の改善、一部の直接投資外貨管理行政許可項目の廃止および調整を決定した。ここに関連問題について、以下のように通達する。

一、直接投資における外貨口座の開設および入金に係る審査・認可の廃止

- (一) 前期費用外貨口座、外貨資本金口座、資産現金化口座、保証金口座の開設に係る審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システムの登記情報に基づき、開設主体のために開設手続を行う。

前期費用外貨口座は、外国投資家が国内で従事する直接投資活動と関連する各種前期費用の預入に使用する。当該口座の元転に係る審査・認可を廃止し、銀行は資本金元転関連規定に基づき手続を行う。元の外国投資家専用外貨口座（買収類、保証類、投資類、費用類）を廃止する。

保証金口座は、国外払込保証金専用口座および国内振替保証金専用口座を含む。国内主体に直接投資と関連する保証金を受け取る需要が確かにある場合、上記口座を開設し、それぞれ国外から払い込む外貨保証金および国内から振り替える外貨保証金を預け入れることができる。保証金口座内の資金は、元転してはならない。元の外国投資家土地所有権競売保証類専用外貨口座、外国投資家産権取引専用外貨保証金口座を廃止する。

資産現金化口座は、国内資産現金化口座および国外資産現金化口座を含み、それぞれ国内主体の国内または国外資産権益の売却所得外貨を預け入れる。

- (二) 資産現金化口座、国外貸付専用口座の入金審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システムの登記情報に基づき、開設主体のために資金入金手続を取り扱う。
- (三) 登録地外での外貨資本金口座、資産現金化口座の開設規制を廃止する。外商投資企業が主体となって資本金流入制限額を設定し、外貨資本金口座開設数の制限を廃止し、個別の外貨資本金口座の流入制限額を廃止する。

二、外国投資家の国内合法所得による再投資に係る審査・認可の廃止

- (一) 外商投資企業は、外国投資家に属する資本積立金、剰余積立金、未配当利益等の合法所得および外商投資企業の登記済外債（利息を含めることができる）による企業登録資本の増加に係る審査・認可を廃止する。会計士事務所は、投資先企業の関連外貨登記情報に基づき、そのために出資金払込検査照会の手続を行うことができる。
- (二) 外国投資家の国内利潤、持分譲渡、減資、清算、先行回収投資等の合法所得による再投資に係る審査・認可を廃止する。会計士事務所は、投資先企業の関連外貨登記情報に基づき、そのために出資金払込検査照会手続を行うことができる。

三、外商投資性会社の国内再投資に係る外貨管理の簡素化

- (一) 外商投資性会社の国内再投資企業の外貨登記手続を廃止する。外商投資性会社と外国投資家が共同で出資した場合、投資先企業は依然として外貨登記手続を行わなければならない、外商投資性会社を中国側株主とみなして登記する。
- (二) 外商投資性会社の国内再投資資金振替に係る審査・認可ならびに外商投資性会社が投資した企業によるその外貨利潤、配当および特別配当の外商投資性会社への振替に係る審査・認可を廃止する。銀行は規定に基づき企業が提出した真実性証明書類を審査・確認した後、そのために資金国内振替手続を行い、合わせて外貨管理局関連業務システムで遅滞なく届出する。
- (三) 外商投資性会社による国内出資に係る外貨管理局の出資金払込検査照会手続を廃止する。外商投資性会社と外国投資家が共同で出資した場合、外国投資家による出資は依然として外貨管理局で出資金払込検査照会手続を行わなければならない。
- (四) 国内企業が外商投資性会社およびその他の国内主体の外貨出資を受け入れた場合、登録地の外貨管理局で国内機構の国内再投資受入に係る外貨情報登記手続を行わなければならない。銀行は、外貨管理局の登記情報に基づき、そのために国内再投資専用口座を開設する。口座内の資金は、外商投資企業の外貨資本金管理を参照する。
- (五) 外商投資ベンチャー投資企業、外商投資持分投資企業等の投資を主要業務とする外商投資企業の上記業務は、外商投資性会社の管理を参照する。

四、外商投資企業の出資金払込検査照会手続の簡素化

- (一) 会計士事務所による外貨管理局での出資金払込検査照会時における紙資料の提出要求を廃止し、外貨管理局関連業務システムを通じた電子申請書類の報告・送付に調整する。会計士事務所は、外貨管理局関連業務システム内の確認回答書に基づき、出資金払込検査照会の根拠とすることができる。会計士事務所は、外商投資企業が外貨管理局に登録した各外国投資家の出資全額について出資金払込検査照会手続を行わなければならない。
- (二) 外商投資企業の外国投資家減資資金検査照会を廃止する。会計士事務所は、外貨管理局の減資外貨登記情報をもって出資確認情報とする。

五、外国投資家による中国側持分の買収に係る外資外貨登記手続の簡素化

外国投資家が国外からの払込形式にて全ての持分譲渡代金を支払う場合、銀行が国内資産現金化口座の資金入金届出を行った後、外貨管理局は関連業務システムを通じて外国投資家による中国側持分の買収に係る出資確認登記を自動的に完成させる。

外国投資家がその他の非貨幣方式にて一部または全ての持分譲渡対価を支払う場合、持分変更が発生した企業は登録地の外貨管理局で外国投資家による中国側持分の買収に係る出資確認登記を申請し、手続を行わなければならない。

六、直接投資における外貨購入および対外支払に係る審査・認可の廃止

- (一) 外商投資企業の減資、清算、先行回収投資所得を外国投資家に支払う際の外貨購入および対外支払に係る審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システム内の登記情報に基づき、外商投資企業のために外貨購入および対外支払手続を行う。
- (二) 国内機構または個人が外商投資企業の外国側持分を購入し、持分譲渡代金を対外支払する際の外貨購入および対外支払に係る審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システム内の登記情報に基づき、国内機構または個人のために外貨購入および対外支払手続を行う。
- (三) 国内機構が国外に払い込む国外投資前期費用に係る審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システム内の登記情報に基づき、国内機構のために国外投資前期費用の外貨購入および対外支払手続を行う。
- (四) 国外機構が設立した国内分支・代表機構および国外個人が国内不動産を譲渡した際の外貨管理局の外貨購入・支払に係る審査・認可を廃止する。銀行は、関連資料を審査・確認した後、そのために外貨購入および対外支払手続を行うことができる。

- (五) 国外貸付専用口座資金の払込に係る審査・認可を廃止する。銀行は、外貨管理局関連業務システム内の登記情報に基づき、国内機構のために国外貸付の外貨購入および対外支払手続を行う。
- (六) 上述業務の登録地外での外貨購入および対外支払規制を廃止する。

七、直接投資における国内外貨振替に係る審査・認可の廃止

- (一) 前期費用外貨口座資金で直接投資により発生した国内外貨振替に係る審査・認可を廃止する。直接投資における国内外貨資金で投資、取引、オペレーション等の資本項目の取引目的により発生したその他の国内外貨振替に係る審査・認可を廃止する。
- (二) 以下の直接投資における外貨口座に関わる国内資金振替が発生した場合、銀行は本通知の付属文書 2 に基づき関連資料を審査・確認した後、振替手続を行わなければならない。
 1. 前期費用外貨口座
 2. 外貨資本金口座
 3. 国内資産現金化口座
 4. 国外資産現金化口座
 5. 国外払込保証金専用口座
 6. 国内振替保証金専用口座
 7. 国内再投資専用口座

八、国外貸付管理のさらなる緩和

- (一) 国外貸付資金の出所を拡大し、国内主体に国内外貨借入の対外貸付を認める。
- (二) 国外貸付の条件制限を緩和し、外商投資企業がその国外の親会社に貸付することを認める。貸付限度額は、当該外国投資家の配当済未払込利潤および比率に基づき享受する未配当利潤の合計額を超えてはならない。

九、外商投資企業外貨資本金の元転管理の改善

- (一) 『国家外貨管理局綜合司による外商投資企業外貨資本金の支払・元転管理の改善に関連する業務オペレーション問題に関する補充通達』（匯綜発[2011]88号、以下『88号文』という）に基づき資本金元転インボイスの確認・審査を実施している地区について、銀行は『領収書、支払通知書等の関連証憑の提供による資本金元転手続に係る月報表』、『税務機関インボイス真偽識別証明書

類の提供による資本金元転手続に係る月報表』、『元転後の商品返却、取引撤回、無効インボイス等の状況に係る月報表』を毎月報告せずともよく、銀行による外貨管理局関連業務システムを通じた個別届出に変更する。

- (二) 特殊な元転事項の外貨管理局での事前届出手続を廃止する。外商投資企業は、現行法規では規定が不明確だが経営範囲内で真実、自社用の原則に合致する支払需要が存在する場合、銀行は審査後にそのために元転および支払手続を行うことができ、合わせて外貨管理局関連業務システムを通じて個別専用届出を行わなければならない。

十、直接投資に係る外貨業務における銀行のコンプライアンス意識の向上

- (一) 銀行は、本通知および付属のオペレーションガイドラインの要求に厳格に基づき、関連資料を適切に審査・確認し、直接投資に係る各種業務を行わなければならない。
- (二) 銀行は直接投資に係る各種外貨口座の開設および閉鎖、資金の入金、元転、外貨購入・支払、振替等の各種業務を行った当日に、外貨管理局関連業務システムで直ちに届出しなければならない。規定に基づき遅滞なく、正確に外貨管理局関連業務システムで届出しなかった銀行に対し、外貨管理局はその上述業務の処理方式を事後届出から事前審査・認可に調整することができる。
- (三) 銀行が本通知およびその他の外貨管理関連規定に違反した場合、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連法規に基づき処分を科す。

十一、その他の事項

- (一) 本通知の公布前に銀行、企業が登録地の外貨管理局に報告・送付しなければならない、および外貨管理局の各分局が総局に報告・送付しなければならない全ての直接投資に係る各種報告表を廃止する。
- (二) 本通知実施後、現有の直接投資に係る各種業務の移行および口座データの移転等の問題は、付属文書4の原則に基づき手続しなければならない。
- (三) 『国家外貨管理局綜合司による「資本項目外貨管理業務オペレーション規定（2009年版）」の印刷・発布に関する通達』（匯綜発[2009]77号）および『国家外貨管理局による「国家外貨管理局行政許可項目表」の発布に関する通達』（匯発[2010]43号）内の直接投資に係る具体的業務の名称、手続の根拠、手続の期限、実施機関、提出が必要な申請書類等の内容と本通知が一致しない場合、本規定に基づき執行する。

本通知を2012年12月17日より実施する。以前の規定と本通知が一致しない場合、本通知を基準とする。各分局は速やかに本通知を管轄内の中心支局、支局および管轄内の銀行に転送し、各中資銀行は速やかに本通知を分支機構に転送すること。執行中に問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

- 付属文書
1. 資本項目直接投資外貨業務オペレーション規定（外貨管理局版）
 2. 資本項目直接投資外貨業務オペレーションガイドライン（銀行版）
 3. 資本項目直接投資外貨業務申請表
 4. 過去の業務および直接投資システムデータの移行および移転計画
 5. 廃止法規目録

国家外貨管理局
2012年11月19日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2012]59号
关于进一步改进和调整直接投资外汇管理政策的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资外汇指定银行：

为深化外汇管理体制改革的，简化行政审批程序，促进投资贸易便利化，国家外汇管理局决定改进直接投资外汇管理方式，取消和调整部分直接投资外汇管理行政许可项目。现就有关问题通知如下：

一、取消直接投资项下外汇账户开立及入账核准

- (一) 取消前期费用外汇账户、外汇资本金账户、资产变现账户、保证金账户的开户核准，由银行根据外汇局相关业务系统登记信息为开户主体办理开户手续。

前期费用外汇账户用于存放外国投资者在境内从事与直接投资活动相关的各类前期费用。取消该账户结汇核准，由银行参照资本金结汇相关规定办理。取消原外国投资者专用外汇账户（收购类、保证类、投资类、费用类）。

保证金账户包括境外汇入保证金专用账户和境内划入保证金专用账户。境内主体确有收取与直接投资相关保证金需求的，可以开立上述账户分别存放从境外汇入的外汇保证金和境内划入的外汇保证金。保证金账户内资金不得结汇。取消原外国投资者竞标土地使用权的保证类专用外汇账户、外国投资者产权交易专用外汇保证金账户。

资产变现账户包括境内资产变现账户和境外资产变现账户，分别存放境内主体出售境内或境外资产权益所得外汇。

- (二) 取消资产变现账户、境外放款专用账户入账核准，由银行根据外汇局相关业务系统登记信息为开户主体办理资金入账手续。
- (三) 取消异地开立外汇资本金账户、资产变现账户的限制。以外商投资企业为主体设定资本金流入限额，取消外汇资本金账户开户数量的限制，取消单个外汇资本金账户的流入限额。

二、取消外国投资者境内合法所得再投资核准

- (一) 取消外商投资企业以属于外国投资者的资本公积金、盈余公积金、未分配利润等合法所得以及外

商投资企业已登记外债（可含利息）转增企业注册资本核准，会计师事务所可根据被投资企业相关外汇登记信息为其办理验资询证手续。

- （二） 取消外国投资者以境内利润、股权转让、减资、清算、先行回收投资等合法所得再投资核准，会计师事务所可根据被投资企业相关外汇登记信息为其办理验资询证手续。

三、简化外商投资性公司境内再投资外汇管理

- （一） 取消外商投资性公司境内再投资企业的外汇登记手续。外商投资性公司与外国投资者共同出资的，被投资企业仍需办理外汇登记手续，外商投资性公司视为中方股东登记。
- （二） 取消外商投资性公司境内投资款划拨核准及外商投资性公司所投资企业将其外汇利润、股息及红利境内划转给外商投资性公司核准，银行按规定审核企业提交的真实性证明材料后，为其办理资金境内划转手续，并在外汇局相关业务系统中及时备案。
- （三） 取消外商投资性公司境内出资的外汇局验资询证手续。外商投资性公司与外国投资者共同出资的，外国投资者的出资仍需在外汇局办理验资询证手续。
- （四） 境内企业接收外商投资性公司以及其他境内主体的外汇出资，应到所在地外汇局办理境内机构接收境内再投资外汇信息登记手续，银行根据外汇局登记信息为其开立境内再投资专用账户，账户内资金参照外商投资企业外汇资本金管理。
- （五） 外商投资创业投资企业、外商投资股权投资企业等以投资为主要业务的外商投资企业上述业务参照外商投资性公司管理。

四、简化外商投资企业验资询证手续

- （一） 取消会计师事务所向外汇局验资询证时提交纸质材料的要求，调整为通过外汇局相关业务系统报送电子申请材料，会计师事务所可根据外汇局相关业务系统中的确认回函作为验资询证的依据。会计师事务所应就外商投资企业在外汇局登记的各类外国投资者出资全额办理验资询证手续。
- （二） 取消外商投资企业外国投资者减资验资询证，会计师事务所以外汇局减资外汇登记信息作为出资确认信息。

五、简化外国投资者收购中方股权外资外汇登记手续

外国投资者采取从境外汇入形式支付全部股权转让价款的，银行办理境内资产变现账户资金入账备案后，外汇局通过相关业务系统自动完成外国投资者收购中方股权出资确认登记。

外国投资者采取其他非货币形式支付部分或者全部股权转让对价的，发生股权变更的企业应至所在地外汇局申请办理外国投资者收购中方股权出资确认登记。

六、取消直接投资项下购汇及对外支付核准

- (一) 取消外商投资企业减资、清算、先行回收投资所得支付给外国投资者的购汇及对外支付核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为外商投资企业办理购汇及对外支付手续。
- (二) 取消境内机构或个人购买外商投资企业外方股权对外支付股权转让价款的购汇及对外支付核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为境内机构或个人办理购汇及对外支付手续。
- (三) 取消境内机构向境外汇出境外投资前期费用核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为境内机构办理境外投资前期费用购汇及对外支付手续。
- (四) 取消境外机构设立的境内分支、代表机构及境外个人转让境内商品房的外汇局购付汇核准，银行审核相关材料后，可为其办理购汇及对外支付手续。
- (五) 取消境外放款专用账户资金汇出核准，银行根据外汇局相关业务系统中的登记信息为境内机构办理境外放款购汇及对外支付手续。
- (六) 取消上述业务的异地购汇及对外支付限制。

七、取消直接投资项下境内外汇划转核准

- (一) 取消前期费用外汇账户资金因直接投资而发生的境内外汇划转核准；取消直接投资项下境内外汇资金因投资、交易、运作等资本项目交易目的所发生的其他境内外汇划转核准。
- (二) 发生涉及以下直接投资项下外汇账户境内资金划转的，银行应按本通知附件 2 审核相关材料后办理划转手续。
 - 1、前期费用外汇账户；
 - 2、外汇资本金账户；
 - 3、境内资产变现账户；

- 4、境外资产变现账户；
- 5、境外汇入保证金专用账户；
- 6、境内划入保证金专用账户；
- 7、境内再投资专用账户。

八、进一步放宽境外放款管理

- (一) 扩大境外放款资金来源，允许境内主体以国内外汇贷款对外放款。
- (二) 放宽境外放款条件限制，允许外商投资企业向其境外母公司放款，放款额度不得超过该外国投资者已分配未汇出利润以及按比例享有的未分配利润之和。

九、改进外商投资企业外汇资本金结汇管理

- (一) 根据《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》（汇综发[2011]88号，以下简称88号文）实施资本金结汇发票核查的地区，银行可不再按月上报《提供收据、缴款通知书等相关凭证办理资本金结汇月报表》、《提供税务机关发票真伪鉴别证明材料办理资本金结汇月报表》、《结汇后退货、撤销交易、作废发票等情况月报表》，改由银行通过外汇局相关业务系统逐笔备案。
- (二) 取消特殊结汇事项的外汇局事前备案手续。外商投资企业存在现行法规未明确规定但符合经营范围内真实、自用原则的支付需求，银行审查后可以为其办理结汇及支付手续，并应通过外汇局相关业务系统逐笔专项备案。

十、提高银行办理直接投资项下外汇业务的合规意识

- (一) 银行应严格按照本通知及所附操作指引的要求，认真审核相关材料，办理直接投资项下各项业务。
- (二) 银行应在办理直接投资项下各类外汇账户的开立和关闭、资金的入账、结汇、购付汇、划转等各项业务当日，在外汇局相关业务系统中即时备案。对于未按规定及时、准确在外汇局相关业务系统中备案的银行，外汇局可将其上述业务办理方式由事后备案调整为事前核准。
- (三) 银行违反本通知及其他外汇管理相关规定的，由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关法规予以处罚。

十一、其他事项

- (一) 取消本通知发布前银行、企业需向所在地外汇局报送以及外汇局各分局需向总局报送的所有直接投资项下各类报表。
- (二) 本通知实施后,现有直接投资项下各类业务衔接及账户数据迁移等问题应按照附件 4 的原则办理。
- (三) 《国家外汇管理局综合司关于印发〈资本项目外汇管理业务操作规程(2009年版)〉的通知》(汇综发[2009]77号)及《国家外汇管理局关于发布〈国家外汇管理局行政许可项目表〉的通知》(汇发[2010]43号)中直接投资项下具体业务名称、办理依据、办理期限、实施机关、需提供的申请材料等内容与本通知不一致的,按本通知执行。

本通知自 2012 年 12 月 17 日起实施,以前规定与本通知不符的,以本通知为准。请各分局尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行;各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

- 附件: 1. 资本项目直接投资外汇业务操作规程(外汇局版)
2. 资本项目直接投资外汇业务操作指引(银行版)
3. 资本项目直接投资外汇业务申请表
4. 历史业务和直接投资系统数据的过渡和迁移方案
5. 废止法规目录

国家外汇管理局
2012 年 11 月 19 日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。